

# 三井住友建設株式会社定款

# 三井住友建設株式会社定款

1941年10月14日制定	1979年8月30日改定	2023年3月2日改定
1945年5月22日改定	1982年8月30日改定	
1946年7月19日改定	1985年8月30日改定	
1946年9月30日改定	1987年8月28日改定	
1946年12月24日改定	1990年6月28日改定	
1947年5月12日改定	1991年6月27日改定	
1948年11月30日改定	1994年6月29日改定	
1949年8月15日改定	2001年6月28日改定	
1951年12月25日改定	2001年8月4日改定	
1953年11月27日改定	2002年6月27日改定	
1955年11月30日改定	2003年2月14日改定	
1957年5月29日改定	2003年4月1日改定	
1960年10月17日改定	2003年6月27日改定	
1960年11月30日改定	2004年2月27日改定	
1961年8月23日改定	2005年7月28日改定	
1961年11月30日改定	2005年9月3日改定	
1962年11月29日改定	2006年6月29日改定	
1963年11月29日改定	2009年6月26日改定	
1964年5月29日改定	2014年6月27日改定	
1967年5月29日改定	2015年6月26日改定	
1971年5月27日改定	2017年6月29日改定	
1972年11月27日改定	2017年10月1日改定	
1974年11月29日改定	2022年6月29日改定	

## 第1章総則

(商号)

第1条 当会社は、三井住友建設株式会社と称し、英文ではSumitomo Mitsui Construction Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木、建築、プレストレストコンクリート、電気および管工事、その他工事の請負および設計監理
- (2) 海洋開発、地域開発、都市開発、資源開発および環境整備の設計監理
- (3) 前各号に関する調査、企画、立案等エンジニアリングおよびコンサルティング業務の受託
- (4) 不動産の取得、管理、利用、処分および賃借
- (5) 不動産の売買、仲介および鑑定
- (6) 土木・建築用材料、プレストレストコンクリート製品、免震装置、制震装置および機械器具等の製造、供給販売および賃貸
- (7) 土木構造物および建築物の維持、補修および保安警備
- (8) 造園および園芸に関する事業
- (9) 工業所有権、著作権およびコンピューターソフトウェアの開発、取得、実施許諾および販売
- (10) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
- (11) コンピューター等電子応用事務機器の開発、販売、賃貸および保守管理
- (12) 総合リース業
- (13) 老人ホーム・研修・医療・スポーツ施設、スキー場・遊園地等のレジャー施設、宿泊施設および飲食店の経営、管理、運営および賃貸

- (14) 道路、鉄道、港湾、空港、河川、上下水道、庁舎、教育・文化施設、駐車場、廃棄物処理施設その他の公共施設およびこれらに準じる施設等の企画、設計、建設、保有、維持管理および運営
  - (15) 貨物利用運送事業
  - (16) 古物の買取および販売
  - (17) 医療用機械器具等の販売および賃貸
  - (18) 労働者派遣事業
  - (19) 損害保険代理業
  - (20) 金銭の貸付その他の金融業
  - (21) 公害防止に関する事業
  - (22) 産業廃棄物の収集、運搬、処理および再生利用
  - (23) 土壌・地下水汚染の調査および評価ならびにその修復、浄化に関する設計、施工、監理
  - (24) 再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売
  - (25) 前各号に付帯関連する事業
2. 前項の外必要なる事業に出資および融資ならびに保証することができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機 関)

第4条の2 当会社は、株主総会および取締役の外、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## 第 2 章 株 式

(株式の総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、5億3,389万2,994株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条の2 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式に関する取扱いおよび手数料)

第 10 条 当会社の株主名簿記載事項の記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増請求の取扱い、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第 11 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月東京都において招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。

3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

(議 長)

第 13 条 当会社の株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第13条の2 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権行使の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 14 条 当会社の株主総会の決議は、法令ならびに本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定によるものとされる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 当会社の株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主1名でなければならない。

2. 株主または代理人は、株主総会前に委任状を当会社に提出しなければならない。
3. 代理権の授与は、各総会毎にしなければならない。

(議 事 錄)

第 16 条 当会社の株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2. 株主総会の議事録は、10年間本店に、またその写しを5年間支店に備え置く。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役は、18名以内とする。

(選 任)

第 18 条 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については累積投票によらない。

(任　　期)

第 19 条 当会社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議をもって、取締役社長 1 名を選定する。

2. 必要あるときは取締役会は、その決議をもって、取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議をもって、会社を代表すべき取締役若干名を選定するものとし内 1 名は取締役社長とする。

2. 取締役社長は、取締役会の決議により当会社を代表して業務を執行するとともに、当会社業務全般を統轄する。

3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

(招　　集)

第 22 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。但し、取締役会長の選定あるときは取締役会長がこれに當り、取締役会長に事故があるときは取締役社長がこれに代る。

2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

3. 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(議　　長)

第 23 条 当会社の取締役会の議長は、取締役社長がこれに當る。但し、取締役会長の選定あるときは取締役会長がこれに當り、取締役会長に事故があるときは取締役社長がこれに代る。

2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

(決議の方法および決議の省略)

第 24 条 当会社の取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 25 条 当会社の取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名または記名押印する。

2. 取締役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。

(報酬等)

第 26 条 当会社の取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会がこれを決定する。

(取締役の責任限定契約)

第26条の2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 27 条 当会社の監査役は、6名以内とする。

(選任)

第 28 条 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 29 条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集)

第 31 条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第 32 条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第 33 条 当会社の監査役会の議事については、法令等に定めるところにより議事録を作成し、

出席した監査役は、これに署名または記名押印する。

2. 監査役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。

(報酬等)

第 34 条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会がこれを決定する。

(監査役の責任限定契約)

第34条の2 当会社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第 36 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、当該事業年度に係る金銭による剰余金の配当（以下、期末配当という。）をすることができる。

(中間配当)

第 37 条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下、中間配当という。）をすることができる。

(除斥期間)

第 38 条 当会社の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

2. 未払配当財産には利息はつけない。

以 上